

2017年6月18日

原告、応援団、支援者のみなさんへ

第2陣・第3陣原告訴訟委任状再提出事件について

伊方原発広島裁判に本訴原告として参加いただいているみなさん、応援団・支援者のみなさんには、裁判勝利と日本から原発を廃絶するため日ごろ奮闘いただいていることに心から敬意を表し、また御礼を申し上げます。

さて本案訴訟(本訴)は、2017年4月19日に第5回口頭弁論を迎え、また同日第3回目の新原告提訴(第3陣提訴)を行いました。その1週間後の4月25日、広島地方裁判所より私たちの弁護団に連絡があり、第2陣・第3陣提訴の原告のみなさんの、新たな訴訟委任状を提出せよという指示がありました。(以下委任状再提出または“再提出事件”と表記)

【裁判所の理由】

突然思いもかけぬ指示で、驚いた弁護団事務局は裁判所にその理由を尋ねました。裁判所によれば、原告の訴訟委任先である弁護団の名簿(以下目録)は、本来委任状1点、1点に添付されていなければならないところ、弁護団事務局の提出の仕方は、第2陣・第3陣とも、委任状を一括ひとまとめにしてそれに目録が1点添付されており、これは裁判所の提出書類の様式から外れたものである、というのがその理由でした。

【弁護団と裁判所の協議】

確かに提出書類の様式は指摘の通りです。第1陣提訴の際は丁寧に各委任状にそれぞれ目録を添付していました。この点第2陣・3陣提訴の際には各委任状に一括して目録を添付しました。これは集団訴訟でしばしば採られる方法です。もしこれが書類上の不備であると言うなら本来提出時に指摘し、私たちが訂正した上で提出・受理となるべきです。特に第2陣提訴については、第3回口頭弁論時に第1陣原告提訴との併合が完了しており、1本の訴訟となるところまで進行しております。また弁護団目録が1点、1点の委任状に添付されていないというのなら、提出済みの委任状に追加で目録を添付するといった訂正も可能でしょう。委任状再提出という手間もコストも

かかる方法の指示はいかにしても納得いきません。勘ぐれば、“再提出”という手間もひまもかかる方法で原告団に不必要な負担をかけることが狙いではないかとも思えます。

【裁判長の訴訟指揮権の範囲内】

結局弁護団と裁判所事務方との協議ではちががあかず、弁護団と裁判官との協議へと事態が進行しました。その協議で委任状再提出は、末永雅之裁判長の強い方針だとわかりました。担当裁判長の方針となれば、ことは裁判長の訴訟指揮権の範囲内の問題、裁判長の権限の問題でこれは他者の容喙を許しません。議論は平行線になり、長期的にみれば裁判の進行を遅らせ、仮に再提出という大きな負担を受けるにしても、私たち原告団の利益にならない、と判断した弁護団は原告団に再提出の打診をしました。

【弁護団と原告団の協議】

直接の会議やメール、電話などで弁護団と原告団事務局の協議を重ね、コスト面など含めさまざまに分析の結果、原告団も再提出に應ずるのが得策と判断するに至りました。そして6月17日の原告団・応援団合同会議（総会）で最終的に議論した結果、再提出に應じることを決定し、こうしてみなさんをお願いすることになりました。

【再提出事件の背景】

今回の再提出問題を“事件”と呼ぶならば、すっきりしない事件です。というのは、これまでのいきさつからして、原告団に大きな負担を強いる「再提出」まで必要なのかと言う点に大きな疑問があるからです。しかしこれも私たち原告団側からの見方なのかも知れません。というのは訴訟指揮権をもつ末永裁判長は再提出が是非とも必要だと判断したからです。本当に再提出が必要なのか、それとも私たちに不必要な負担を強いるだけの措置なのか、この先は想像の域を出ません。はっきりしていることは、裁判所のいうことは絶対に正しいと考えるほど私たちは、日本の裁判所や裁判官に対してナイーブではないということです。

【『絶望の裁判所』という書物】

33年間にわたり自ら裁判官をつとめ、一時は東京地裁、最高裁などいわゆる裁判

所のエリート・コースを歩み、その後最高裁を頂点とする裁判所のありかたに絶望し、定年前退官をはたして、退官後 2012 年から明治大学法科大学院専任教授をつとめる瀬木比呂志氏の著書『絶望の裁判所』（講談社現代新書：2014 年 12 月 20 日）は、日本の市民社会と裁判所との関係を考えるのに大きな示唆を与えます。瀬木氏は裁判官でありながら民法学者としても著名です。また瀬木氏はつい先日、私たちの仮処分裁判で広島地裁が出した仮処分申立を却下する決定を痛烈に批判する意見書を、同じく伊方 3 号機の仮処分申立が行われている愛媛県松山地裁に提出しています。

瀬木氏の著書から一部を引用してみましょう。

「ごく普通の一般市民であれば、おそらく、少し冷たいけれども公正、中立、廉直、優秀な裁判官、杓子定規で融通はきかないとしても、誠実で、筋は通すし、出世などにはこだわらない人々を考え、また、そのような裁判官によって行われる裁判についても、同様に、やや市民感覚からずれるところはあるにしても、おおむね正しく、信頼できるものであると考えているのではないだろうか？」（同 3 頁）

ところが実態はこのイメージからは大きくかけ離れ、日本の裁判所・裁判官は全体としていえば、政治権力の支配のための道具・装置になっていると指摘します。

「日本の裁判所は、そういう意味、つまり、“民を愚かに保ち続け、支配し続ける” という意味では、非常に“模範的な”裁判所なのである。」（7 頁）

裁判所は本来、日本国憲法を根拠法として、内閣を頂点とする圧倒的権力をもつ行政権から国民・市民の基本的な人権を守る最後の砦でなければならないのですが、実態は行政権を補完して、国民を支配する装置・道具として機能していることを痛烈に批判した文章です。あるいは私たちもまた瀬木氏の意味するところの“裁判所”・“裁判官”と向かい合っているのかも知れません。もしそうであればこれはこれでおとなしく首を竦めてやり過ごすのではなく、粘り強く、したたかに闘う姿勢を保ち続けなければならないでしょう。

【不可能を可能とする】

瀬木氏の前述著書は、自らの裁判官としての実体験も交えながら、日本の裁判所が後戻りのできないほど『絶望』的状态になってきたプロセスと権力に奉仕する多くの裁判官の姿を描き出しています。そこに描かれた姿は私たちの社会的常識とはおよそ

かけ離れた、閉鎖社会の中に閉じこもり、一般市民を敵視する裁判所と裁判官の姿です。広島地裁はそうではないと思いますが、そうではないと言い切るだけの確信は、今までのいきさつを見る限り、持つことはできません。しかし瀬木氏は、そうした日本の裁判所の実態を正しく知った上で、これを是正する責務が市民社会にはあると述べ、次のようにいいます。

「なぜなら、あなたも、私も、およそ人間というものは、不可能を可能とするためにこそ生まれてきたのではないかと、私は、考えているからである」(236頁)

けだし同感です。私たちは日本の原発を廃絶する責務を後代に対して負っているだけでなく、日本の裁判所のありかたを民主主義的方向で是正していく責務もまた負っているのかも知れません。

【7月5日緊急原告集会】

7月5日は本訴第6回口頭弁論期日ですが、期日開始直前の午後1時から広島弁護士会館で緊急原告集会を開催します。この時再提出問題について詳しく説明のあと、みなさんと質疑応答の時間を持って事態の理解を進めたいと考えております。またこの時新たな委任状をお持ちいただければ助かります。

【委任状再提出の進め方】

また委任状再提出については別途「委任状再提出の仕方」と共に、原告団事務局のメンバーがそれぞれ手分けをし、郵送、電話、メールあるいは訪問してご説明し委任状をいただく手はずを整えております。その際は何とぞご協力いただくようお願い申し上げます。またご質問やご意見など個別に下記原告団事務局までお寄せいただければ幸いです。以上よろしくようお願い申し上げます。

伊方原発広島裁判原告団事務局

事務局長・哲野イサク他事務局一同

〒733-0012 広島市西区中広町 2-21-22-203

電話：090-7899-4998 e-mail：h-saiban.hiroshima-net.org

URL：http://saiban.hiroshima-net.org

(またはグーグル検索で「広島裁判」と検索してください)